（その１）

収支報告書

令和元 年分
（ 開催分）

（ふりがな） すえちくみやけしんごこうえんかい

1 政治団体の名称 末地区 三宅伸吾後援会

2 主たる事務所の所在地 香川県高松市木太町2343-4
木下産業ビル2階

3 代表者の氏名 （姓）長町 （名）俊二

4 会計責任者の氏名 （姓）長谷 （名）奈生子

事務担当者の氏名 （姓）久保 （名）純子

（電話） 087-802-3845

（電話）

（電話）

（電話）

受付
-2.5.29
香川県選挙管理委員会

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓） （名）

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）三宅 （名）伸吾
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	55,400
（前年からの繰越額）	50,000
（本年の収入額）	5,400
支　出　総　額	23,562
翌年への繰越額	31,838

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	5,400	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	5,400	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	5,400	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	5,400				
	合　　計	5,400				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	0	0	
小計	0	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	18,162	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	5,400	0	
小計	23,562	0	
合計	23,562		

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項　目　別　区　分		1．組織活動費	
					大会費	
行番号	支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	18,162				
	合　計	18,162				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		9．その他の経費	
					金銭以外の寄付	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	5,400				
	合計	5,400				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　25日

政治団体の名称　末地区　三宅伸吾後援会

会計責任者の氏名　長谷　　奈生子　長谷

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年５月25日

末地区 三宅伸吾後援会
代表者　長町　俊二　殿

登録政治資金監査人 三宅茂
登　録　番　号　　第 4260 号
研修修了年月日　平成 24 年 10 月 19 日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第１項の規定に基づき、末地区 三宅伸吾後援会の 2019(平成 31、令和元)年に係る法第 12 条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を効率的に実施するため、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めたうえで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限配慮して、政治資金監査を行うことが適当であると判断し、監査人の事務所（税理士法人山田＆パートナーズ　東京都千代田区丸の内 1-8-1 丸の内トラストタワーN館）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第 19 条の 13 第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、末地区　三宅伸吾後援会に係る振込明細

書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

末地区 三宅伸吾後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、末地区 三宅伸吾後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以　上